

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）について

### ◆首相発言（3/10 政府対策本部会議にて）

「今後 10 日間程度、イベント自粛などの取り組みを継続するようお願いする」

### ◆緊急対応策（第2弾）の概要

#### 1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- (1) 需給両面からの総合的なマスク対策の実行
- (2) PCR 検査能力のさらなる拡大
- (3) ワクチンや簡易検査キットの開発

#### 2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- (1) 職場を休まざるを得なくなった保護者等に関し、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対して、新たに助成を行う（日額上限 8,330 円）
- (2) 個人で業務委託契約等により仕事をしている場合も支援する（4,100 円／日）
- (3) 個人向け緊急小口資金等の特例を創設し、生活立て直しを支援する
- (4) 放課後児童クラブについて追加的に発生する経費を国費により支援する（国庫負担割合 10/10）
- (5) ファミリーサポートセンター事業を利用した際の利用料金の減免分も国費により支援する（国庫負担割合 10/10）
- (6) 学校給食費に相当する費用について支援する（補助率公立 3/4 等）

#### 3 事業活動の縮小や雇用への対応

- (1) 雇用調整助成金制度を大幅に拡充する
- (2) 中小・小規模事業者及び個人事業主に対し、実質、無利子・無担保の融資を行うなど、総額 1.6 兆円規模の強力な資金繰り援助を行う
- (3) サプライチェーンの確保を支援する
- (4) 今年度予算の予備費 2,715 億円の活用等により総額 4,308 億円の財政措置を講じる

#### 4 事態の変化に即応した緊急措置等

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加える
- (2) 行政手続、公共調達等の期限等について柔軟に対応する
- (3) 地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう引き続き適切に対応する